

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年 2月 5日

近江八幡市立総合医療センター

近江八幡市病院事業管理者 宮下 浩明

（公印省略）

1. 入札に付する事項

(1) 役務提供

委託業務名	仕様・数量
産業廃棄物処分等	別紙仕様書のとおり

(2) 契約期間及び収集場所 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間
近江八幡市立総合医療センター内 一般廃棄物倉庫

2. 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たす者が入札に参加できるものとする。

- (1) 毎週 月・水・金曜日の1日1回 廃棄物の収集が可能であること。（祝祭日、処分場の休業日は除く）
- (2) 2025年度（令和7年度）近江八幡市役務提供競争入札参加有資格者であること。
- (3) 業務に必要な対象廃棄物（産業廃棄物）に関する収集運搬および処分業務の許可証があること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生開始手続きの申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 自社又は自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。（落札者となった場合には、必要に応じて別に定める誓約書、役員名簿の提出及び当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ了知すること。）
- (7) 当該委託の落札決定の日までに、近江八幡市役務提供等一般競争入札参加停止及び指名停止基準に基づく停止措置を受けていないこと。

3. 入札の日時及び場所

- (1) 入札日時 令和8年 2月 27日（金）10時 00分
- (2) 入札場所 総合医療センター2階 第1会議室
- (3) 入札に関する質問は、令和8年 2月 16日（月）～ 2月 18日（水）の間の執務時間内（平日 8時30分～17時15分）のみ総務課管理グループ施設担当事務所にて受け付けますので書面にて提出すること。電子メール、FAX可。ただし、末尾の担当者宛に送信した旨の連絡を入れること。
(様式不問、FAX番号、担当者名明記のこと)
- (4) 質問に対する回答は令和8年2月20日（金）正午までに当医療センターホームページに掲載する。
- (5) 尚、郵便による入札は取り扱いません。

4. 入札書の記載に関して

- (1) 入札書は所定の様式を使用し、運搬・処分の内訳明細を記載すること。
- (2) 排出廃棄物 1kg当たりの単価（消費税及び地方消費税を抜いた額）を入札書に記載すること。
- (3) 入札書記載の金額は小数点以下第一位までの数字を有効とし、二位以下は切捨てとする。

5. 収集日

収集は、毎週月・水・金の1日1回とする。（祝祭日、処分場の休業日は別途協議とする。）
収集場所は近江八幡市立総合医療センター内 一般廃棄物倉庫とする。

6. 入札への不参加

入札は、開始時刻に遅れた者はいかなる理由があっても参加することができない。

7. 代理人の入札

- (1) 入札を代理人が行う場合、代理人は入札開始前に委任状（所定の様式）を提出しなければならない。
- (2) 入札を代理人が行う場合、入札書への記載は代理人の氏名と代理人の印鑑とする。

8. 開札及び再度入札

- (1) 開札は、入札の終了後直ちに入札者立会いのうえ行う。
- (2) 開札の結果予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。
但し、入札回数は、原則として3回を限度とする。

9. 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以下の最低価格をもって落札とする。（ただし、指定した提出物の審査結果に合格した場合に限る）提出物の審査結果が不合格の場合は次点者を落札候補者とし、提出物の審査結果が合格であれば落札者とする。※落札者が決定するまで上記を繰り返し、入札参加者の内、落札者となるべき者がいない場合は不調とし後日あらためて入札を行う。
- (2) 落札者となるべき同価入札者が2人以上ある場合は、くじによって落札者を決定する。
尚、落札者となるべき同価入札をした者はくじを辞退することはできない。

10. 入札無効に関する事項

次の各号の一に該当する場合は、その入札は無効となる。

- (1) 入札者の資格を有しない者が入札したとき。
- (2) 入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の入札をしたとき。
- (3) 入札に関し談合等の不正行為があったと認められるとき。
- (4) 入札書の記載事項の確認ができないとき。（収集運搬・処分の内訳を含む）
- (5) 指定した提出物が提出されないと、または確認できないとき。
- (6) 入札書の記載の金額を加除訂正したとき。
- (7) 入札書に記名押印がないとき。
- (8) 入札者が他人の代理をし、または代理人が他人の代理を兼ねたとき。
- (9) その他契約担当があらかじめ指定した事項に違反したとき。

11. 業務委託料の支払いについて

請求内容の内訳が必要であるため収集1回ごとの排出量に契約単価を乗じて、それぞれの税抜き金額（金額①）を算出する。これを1ヶ月間全て合計した金額（金額②）に消費税（金額③）を加算した支払い金額（金額④）を翌月末までに受託者が指定する口座に納付する。

但し、各計算過程において算出された金額①～④は全て円未満切捨てとし、請求書内にわかりやすく記載するものとする。

12. その他必要事項

- (1) 所定の入札書を使用すること。代理人の入札については所定の委任状を提出すること。
- (2) 対象廃棄物（産業廃棄物）の収集運搬・処分の許可証の写しを入札開始前に提出すること。
- (3) 一度提出した入札書は、撤回することができない。
- (4) 契約の相手方となる資格を得た者は、令和8年4月1日付で契約を締結しなければならない。
- (5) その他入札執行者が指示する事項を遵守すること。

1.3. 問い合わせ先

〒523-0082 近江八幡市土田町 1379 番地

近江八幡市立総合医療センター 総務課管理グループ 施設担当 堀井

TEL:0748-31-1214 (直)

FAX:0748-33-4877 (直)

E-mail : kanri@city.omihachiman.lg.jp